

荒尾市水道事業包括委託  
(第3ステージ)

事業者選定基準

令和7年7月

荒尾市企業局

## 目 次

第1章 審査の概要 .....	1
1 審査基準書の位置付け.....	1
2 基本的な考え方 .....	1
3 委員会の設置 .....	1
第2章 事業者選定手順.....	1
第3章 資格審査 .....	2
1 応募資格の確認 .....	2
(1) 応募資格確認申請書等の確認.....	2
(2) 応募資格要件の確認.....	2
第4章 基礎審査 .....	4
1 基礎審査の内容 .....	4
2 基礎審査の方法 .....	4
(1) 提案価格の確認.....	4
(2) 業務要求水準書達成の確認.....	4
(3) 提案価格算出方法の確認.....	4
(4) 契約遂行能力の確認.....	5
第5章 提案審査 .....	6
1 業務提案書の評価の内容.....	6
2 提案評価の方法 .....	6
(1) 提案評価項目.....	6
(2) 得点化の方法.....	8
第6章 選定候補者の特定.....	10

## 第1章 審査の概要

### 1 審査基準書の位置付け

本事業者選定基準は、荒尾市（以下、「市」という。）が、荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）（以下、「本事業」という。）の選定事業者を決定するに当たっての手順、方法、選定基準を示すものであり、応募事業者に交付する公募要領等と一体のものとして扱う。

### 2 基本的な考え方

事業者選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する事業者を選定する。

### 3 委員会の設置

市は、応募事業者から提出された業務提案書の記載内容の評価に当たって、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。

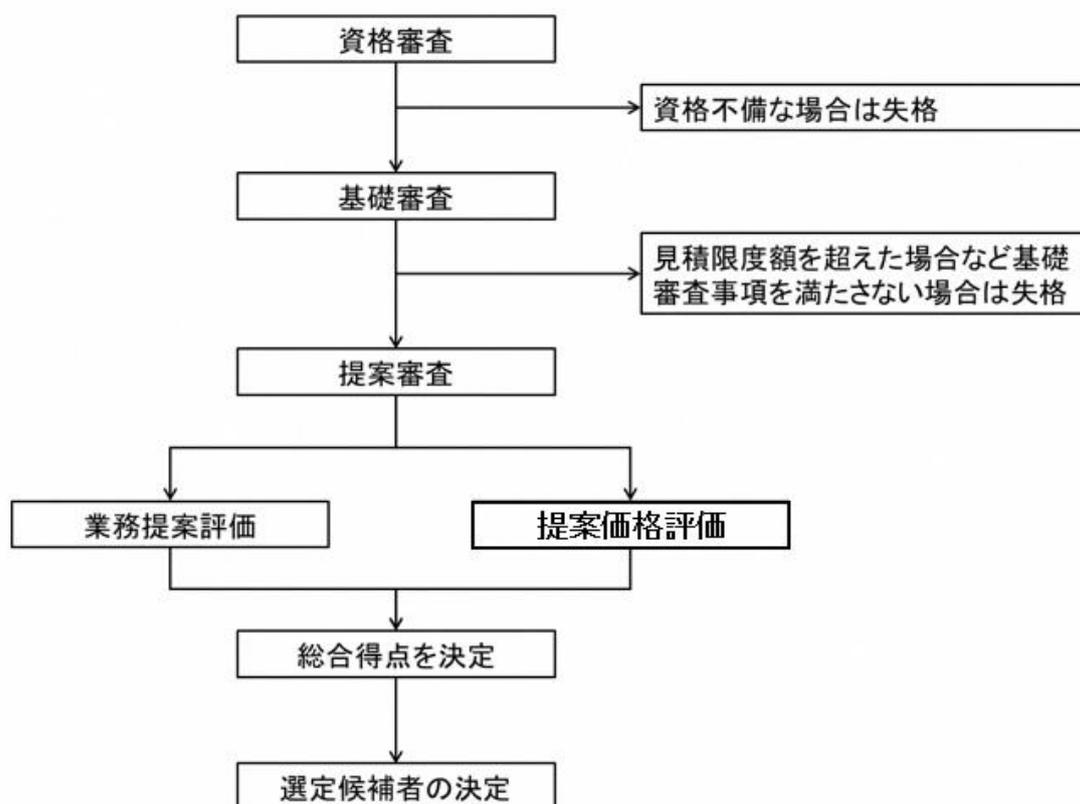
委員会の委員の氏名及び所属は、選定事業者の決定後公表する。

## 第2章 事業者選定手順

事業者選定の手順は、次のとおりで、資格審査、基礎審査及び提案審査で構成する。

資格審査		・ 応募資格要件を満たしていることを確認
基礎審査		・ 提案価格が見積限度額以下であることを確認 ・ 業務要求水準書の要件を満たしていることを確認 ・ 提案価格算定の確認 ・ 出資予定企業の財務的な契約履行能力の確認
提案審査	業務提案評価	・ 業務提案に関する得点化
	提案価格評価	・ 提案価格に関する得点化

審査の流れは、下図のとおりである。



### 第3章 資格審査

#### 1 応募資格の確認

##### (1) 応募資格確認申請書等の確認

市は、本事業の応募事業者に求めた応募資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

##### (2) 応募資格要件の確認

市は、応募事業者が公募要領に記載した応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。確認内容は、以下のとおりとする。

##### ①共通の応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 「荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。
- オ 応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- キ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- ク 本事業の事業者選定支援業務受託者、当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。  
本事業にかかる市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。
  - ・ EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
  - ・ 株式会社日水コン
  - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所
- ケ 本事業の事業者選定委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
- コ 九州地区内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

## ②各企業の応募資格要件

応募事業者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で上記の要件を満たすこと。

- ア 「経営及び計画支援業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍していること。
- イ 「設計建設業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 1 名以上在籍し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。

- ウ 「設計建設業務」の実施を担う者は、応募資格確認基準日において、建設業法に規定する最新の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P点）が機械器具設置工事について1,000点以上、水道施設工事について1,000点以上、電気工事について1,000点以上、土木一式工事について1,000点以上及び建築一式工事について1,000点以上であること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。
- エ 「水源地等運転監視制御業務」の実施を担う者は、令和6年度末までに日本国内において、事業体が経営する水道事業及び水道用水供給事業における浄水施設の運転管理業務が5年以上の実績を有すること。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。
- オ 「給水装置関連業務」の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。但し、資格者がいない場合は、業務開始後に「給水装置関連業務」の実施を担う者が資格を取得すること。
- カ 「排水設備に関する業務」の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行っていること。但し、資格者がいない場合は、業務開始後に「排水設備に関する業務」の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者の登録を熊本県で登録すること。

## 第4章 基礎審査

### 1 基礎審査の内容

市は、提案内容に関し、①提案価格が見積限度額以下であるか、②提案が業務要求水準を満たしているか、③提案価格の算定が公募要領等で示す前提条件に従っているか、④応募企業、代表企業及び構成企業は財務的な契約履行能力を有しているかについて確認する。

確認の結果、上記①～④の条件を満たしていない場合には失格とする。

### 2 基礎審査の方法

#### （1）提案価格の確認

提案価格のうち、収益的支出（「固定費」「変動費」「修繕費」の合計）と資本的支出（「工事等費」「変動費」「固定費」の合計）のそれぞれが、見積限度額以下であることを確認する。

#### （2）業務要求水準書達成の確認

業務提案書において提案されている内容のうち、業務要求水準書において定めている事項を対象に、それぞれについて当該業務要求水準を満たしているか否かを確認する。

#### （3）提案価格算出方法の確認

応募事業者から提案された提案価格について、公募要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認する。

確認の結果、提案価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認の上、応募事業者の意思により応募辞退を認める。

#### (4) 契約遂行能力の確認

##### ア 確認対象

全ての出資予定企業

##### イ 確認方法

全ての出資予定企業の財務状況について、以下の評価項目を満たしているか否か確認する。

なお、明らかに契約遂行能力に不安があり、(各評価項目に対応した指標が一定の基準に達していない場合)、かつ代替信用補完措置も提案されていない場合は失格とする。

##### ウ 確認項目

評価項目	指標評価	内容
資力	事業キャッシュフロー 総キャッシュフロー	既存の事業活動の中で資金が生み出されているか。 なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 1) 事業キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値 2) 総キャッシュフローが3期連続で総額がマイナス値
信用力	経常収支 自己資本金	過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 1) 経常収支が3期連続で赤字 2) 自己資本金が3期連続で債務超過となっている
債務返済能力	利払能力 有利子負債比率	債務を負担し得る能力があるか。なお、次のいずれかの場合は失格、又は、代替信用補完措置が必要となる。 1) 利払能力の最近期の値が1.0未満 2) 有利子負債比率の最近期の値が100%以上
代替信用補完措置	個々の補完措置につき判断	代替信用補完措置が必要である場合、第三者による履行保証等、適切な措置が付されているか。

##### エ 確認指標

単体財務諸表を使用して以下の指標に基づき評価する。なお、必要に応じ連結財務諸表を確認する。

評価項目	評価に用いる指標	算出根拠
資力	事業キャッシュフロー	事業利益－支払利息及び割引料＋減価償却費 (事業利益＝営業利益＋受取利息＋配当金)

	総キャッシュフロー	当期純損益－配当及び役員賞与＋減価償却費
信用力	経常収支	経常利益
	自己資本金額	純資産の部合計
債務返済能力	利払能力	(事業損益＋減価償却費) ÷ 支払利息及び割引料
	有利子負債比率	有利子負債 ÷ 使用総資本 (使用総資本＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＋割引譲渡手形)

## 第5章 提案審査

### 1 業務提案書の評価の内容

業務提案書の評価では、業務提案の内容に関し、各委員が次項の「2(1)提案評価項目」に示す評価項目及び評価の視点に基づき専門的見地から評価し、委員会は、各委員の評価結果に基づき「業務提案評価点」を決定する。

提案価格に関しては、提案委託費を予め定める算定式に算入し「提案価格評価点」を決定する。

その上で、委員会は「業務提案評価点」及び「提案価格評価点」を7:3割合で得点化し、各得点を加算した「総合得点」を算定し、選定候補者を特定する。

市は、委員会の審査結果を受けて、選定事業者を決定する。

得点化に当たっては、次項の「2(2)得点化の方法」に記載する内容により行う。

なお、提案審査対象となる応募事業者が1者であり、かつ、総合得点が60点未満であった場合は、選定候補者として特定しない。

## 2 提案評価の方法

### (1) 提案評価項目

評価項目	評価の視点	枚数	配点
1 事業の運営理念、方針、展開及び活用方法に係る評価(6点)		—	—
業務遂行方針	・本事業の目的の理解度、市の事業運営方針との整合	2	3
事業の展開及び活用方法	・本事業の展開の具体性、事業の引継方法の具体性、次期事業への活用方法の具体性	2	3

事業者選定基準

評価項目	評価の視点	枚数	配点
2 事業運営計画に係る評価 (18点)		—	—
業務実施体制	・ 人員配置の具体性、配置人員の資格及び実績、役割分担の妥当性	2	5
人材教育体制	・ 人材教育、運営ノウハウ継承手法の具体性		
業務リスクに対する考え方 業務計画の安定性及び確実性	・ リスクの把握、回避手法の具体性 ・ 資金計画、収支計画の妥当性	2	5
地域貢献	・ お客さまへの配慮、市内企業及び人材の活用内容及び具体性	2	6
環境配慮	・ 資源への配慮、環境負荷の低減方法の具体性	1	2
3 経営及び計画支援業務に係る評価 (10点)		—	—
経営補助業務	・ 調査及び報告事項の内容及び方法の具体性	2	4
中長期計画の更新業務	・ 水道ビジョンのフォローアップ、水安全計画の更新、BCMの更新内容の具体性 ・ アセットマネジメントのフォローアップ	2	4
調査、問合わせ対応及び補助業務	・ 調査、問合わせ対応及び補助業務の内容の具体性	1	2
4 管理支援業務に係る評価 (10点)		—	—
庁舎管理業務	・ 庁舎管理業務内容の具体性	1	1
総務関連補助業務	・ 総務関連補助業務内容の具体性	1	2
財務関連補助業務	・ 財務関連業務内容の妥当性	1	2
技術継承支援業務	・ 業務フロー及び業務マニュアル更新内容の具体性	1	2
	・ 職員研修等の合同実施の検討の具体性	1	2
立入検査等対応業務、見学者等対応業務	・ 立入検査等対応業務、見学者等対応業務内容の具体性	1	1
5 営業業務に係る評価 (9点)		—	—
窓口業務	・ 人員配置、問合せへの適切な対応、トラブル時の対応方法の具体性	1	3
検針業務、開閉栓業務	・ 検針異常時の対応、事故防止、効率化、サービスの向上対策の具体性	1	3
調定及び収納業務、滞納整理業務	・ 収納金の管理、未納者への対応、収納率向上対策の具体性	1	3

事業者選定基準

評価項目	評価の視点	枚数	配点	
6	設計建設業務に係る評価 (17点)	—	—	
工事等業務	・中央水源地送水ポンプ棟改築工事業務を除く工事等業務内容の具体性	管路工事	2	5
		施設工事	2	5
	・中央水源地送水ポンプ棟改築工事業務に係る提案内容の具体性	4	7	
7	維持管理業務に係る評価 (22点)	—	—	
水源地等運転監視制御業務	・有資格者、配置人員の担当業務、緊急時の配置と対応方法の具体性 ・業務に対する理解度、計画の妥当性、事故時の対応方法の具体性	2	4	
水質検査業務	・水質管理体制の妥当性	2	3	
調達品管理業務	・調達管理方法の妥当性	1	1	
点検及び修繕業務	・計画点検業務内容の理解度及び実施の具体性 ・管路及びその他修繕業務内容の理解度及び実施の具体性、突発事故発生時の対応方法の具体性	4	5	
漏水調査業務	・適切な漏水調査計画、独自の工夫内容の具体性	1	3	
量水器取替業務	・量水器取替業務内容の具体性	1	1	
図面等の管理及び更新業務	・図面等の管理及び更新業務内容の具体性	1	1	
環境対策及び安全衛生管理業務	・環境対策及び安全衛生管理業務内容の具体性	1	1	
貯水槽水道及び専用水道に係る業務	・貯水槽水道及び専用水道に係る業務内容の具体性	1	1	
給水装置関連業務	・給水装置関連業務内容の具体性	1	1	
排水設備に関する業務	・排水設備に関する業務の内容の具体性	1	1	
8	危機管理対応業務に係る評価 (5点)	—	—	
事前対応	・事前対応の内容の具体性	1	1	
災害発生時の対応	・災害発生時対応内容の具体性	1	1	
災害対策訓練等	・災害対策訓練等の内容の具体性	1	1	
災害対策用資機材の管理	・災害対策用資機材の管理方法の具体性	1	1	
事故時対応	・事故時対応方法の具体性	1	1	
9	上記以外の提案に対する評価 (3点)	1	3	
業務提案評価点		—	100	
提案価格評価点		—	100	

※業務提案書はA4版縦とし、枚数は上表記載枚数以内とする。

## (2) 得点化の方法

### ア 業務提案評価の得点化方法

得点化に当たっては、次の2段階をとる。

#### ① 評価点の付与

「提案評価項目」に示す評価の視点から「業務提案書」の内容を評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い得点化し、その合計点を「業務提案評価点」とする。なお、業務提案評価点は、小数点第2位まで求める。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.75
やや優れている	C	配点×0.50
業務要求水準を満たす程度である	D	配点×0.30

#### ② 得点化

「業務提案評価点」を次の算式により得点化する。

$$\text{「業務提案の得点」} = \text{「業務提案評価点」} \times 0.7 \quad (\text{※小数点以下第2位を四捨五入})$$

### イ 提案価格評価の得点化方法

得点化に当たっては、次の2段階をとる。

#### ① 評価点の付与

下記の算定方式で評価する。

$$\text{「提案価格評価点」} = \frac{\text{参加者中の最も低い提案価格} \times 100}{\text{当該提案者の提案価格}}$$

#### ② 得点化

「提案価格評価点」を次の算式により得点化する。なお提案内容に対して見積が不適切な場合には、得点化しない場合がありうる。

$$\text{「提案価格の得点」} = \text{「提案価格評価点」} \times 0.3 \quad (\text{※小数点以下第2位を四捨五入})$$

### ウ 総合得点の算定方法

総合評価点の計算式は以下のとおりとする。

$$\text{「総合得点」} = \text{「業務提案の得点」} + \text{「提案価格の得点」}$$

## 第6章 選定候補者の特定

総合得点が最も高い提案を最優秀提案とし、その提案を行った応募事業者を選定候補者として特定する。